

周南市ふれあいプラザきくがわ条例を廃止する条例制定について

周南市ふれあいプラザきくがわ条例を廃止する条例を次のように定める。

平成31年2月20日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市ふれあいプラザきくがわ条例を廃止する条例

周南市ふれあいプラザきくがわ条例（平成15年周南市条例第138号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前までに、廃止前の周南市ふれあいプラザきくがわ条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、周南市市民センター条例（平成29年周南市条例第34号）の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなし、その使用料その他の徴収金については、なお従前の例による。